平成２７年（フ）第３４４号
愛知県岡崎市宇頭町字東山100番地１　東山荘２－306
債務者　牧野　成子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０７４号
さいたま市北区日進町２丁目1789番地６
債務者　野口　恵理（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３５号
埼玉県朝霞市岡３丁目17番27―110号、旧住所埼玉県志木市中宗岡３丁目24番35号　ベルンハイムＢ　105号
債務者　植竹　繁昭
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４５号
さいたま市緑区山崎１丁目６番７号　リエゾンカナモリ202
債務者　小石恵理子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２５９号
埼玉県鴻巣市宮地４丁目11番25号
債務者　高柳　祥真
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２６８号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地３－６－402
債務者　小野　一美
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２９８号
さいたま市南区辻７丁目７番15号　フマキラー浦和社宅１号棟203
債務者　小田　朋子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０３号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区22棟304号
債務者　田原　　学（旧姓小林・望月）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１８５１号
札幌市中央区円山西町１丁目１番２―516号
債務者　横山　福子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８７５号
札幌市東区北42条東17丁目５番２―303号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８８９号
札幌市中央区南９条西１丁目１番１―1204号
債務者　前村あづさ
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８９５号
札幌市東区北19条東１丁目１番21号　美水ビル２階Ａ号
債務者　松橋　　貢
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９００号
北海道千歳市青葉３丁目６番24号　コーポ太陽301号
債務者　大田亜里佐（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９０６号
札幌市豊平区平岸２条９丁目２番１―602号
債務者　尾形　敦美
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９１５号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番80―201号
債務者　佐々木　光
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９１６号
札幌市東区北27条東10丁目２番１号　Ｙ＆Ｙハイム201号
債務者　田村　仁志
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９２１号
札幌市西区西町北２丁目１番13―305号
債務者　阿部枝里子（旧姓上田・大良）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部